

東浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、東浦町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について」別紙）が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。ただし、10人槽以下の合併処理浄化槽にあっては、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されているものに限る。

(3) 既存単独処理浄化槽

浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(4) くみ取り便槽

し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所（簡易水洗便所（泡及び少量の水を利用してし尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所をいう。）を含む。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき定めた事業計画の区域及び同法第25条の11の規定に基づき定めた事業計画の区域を除く区域内において、個人が所有する戸建て住宅で既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽を廃止し、処理対象人員（当該住宅が併用住宅の場合にあっては、居住の用に供する部分について算出される処理対象人員をいう。以下同じ。）が10人以下の合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 法令の規定に基づき合併処理浄化槽を設置することとされている者

- (3) 販売又は賃貸を目的とした住宅に対して合併処理浄化槽を設置する者。ただし賃貸借契約のある住宅の賃借人が合併処理浄化槽を設置する場合であつて、賃貸人の承認が得られているときは、この限りではない。
- (4) 自らの居住の用に供することを目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 居住用部分の延床面積が2分の1未満の併用住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 町税を滞納している者
- (7) 移転補償金等機能回復により合併処理浄化槽を設置する者
(補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 既存の住宅に増築するものは、建築確認通知書の写し
- (3) 設置場所の案内図及び配置図
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 合併処理浄化槽の工事施工見積書及び工事請負契約書の写し
- (6) 全浄協に登録された合併処理浄化槽にあつては、登録証の写し、登録浄化槽管理票C票及び小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (7) 排水経路図
- (8) 設置する浄化槽の人員算定基準となる住宅の見取り図
- (9) 型式適合認定書並びに型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (10) 浄化槽設備士免状の写し
- (11) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現況写真
- (12) 既存単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金の交付申請日から起算して過去1年以内の法定検査結果書又は直近の清掃記録の写し
- (13) 町税の納税証明書(未納がない証明書)
- (14) 誓約書(様式第2号)
- (15) その他町長が必要と認める書類

2 前項第13号に規定する町税の納税証明書(未納がない証明書)は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況等確認同意書(様式第3号)をもってこれに代えることができる。

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容

を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定したときは、補助金不交付通知書（様式第5号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その決定を受けた補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了後1月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2）浄化槽法定検査依頼書及び契約書の写し
- （3）工事の施工写真（撤去を含む全工事工程）及び請求書及び領収書の写し
- （4）浄化槽設備士の証するチェックリスト
- （5）住民票（町外からの転入者に限る。）
- （6）浄化槽使用廃止届出書の写し
- （7）その他町長が必要と認める書類

- 2 前項第5号に規定する住民票は、申請者が町職員による住民登録状況の確認について同意する場合は、町税納付状況等確認同意書（様式第3号）をもってこれに代えることができる。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めたとときは、補助対象者の請求により補助金を交付する。

- 2 前項の請求は、補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出することにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を、施工の現場において確認することができる。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| 処理対象人員 | 限度額 |
|--------|----------|
| 5人まで | 90,000円 |
| 7人まで | 120,000円 |
| 10人まで | 180,000円 |

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東浦町長

申請者住所
氏名

補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、東浦町合併処理浄化槽
設置整備事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

| | |
|---------------------|------------------------------------|
| 1 設 置 場 所 | |
| 2 処 理 対 象 人 員 | 人 |
| 3 交 付 申 請 額 | 金 円 |
| 4 住 宅 等 所 有 者 | 1 本人 2 共有(人) 3 その他() |
| 5 住 宅 の 種 類 | 1.一般住宅 戸建 共同 2.併用住宅 3.その他() |
| 6 現 在 の 状 況 | 1.し尿くみ取り 定額 従量 2.単独処理浄化槽(人槽) |
| 7 着 工 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 8 事 業 完 了 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |

誓 約 書

年 月 日

東 浦 町 長

設置者住所

氏名

このたび、下記のとおり浄化槽を設置しますが、設置後については、保守点検及び清掃を充分行い浄化槽の排水により生じる諸問題についての御迷惑は絶対におかけしません。

万一、付近その他から苦情等の問題が生じたときは、設置者において責任をもって処理及び解決をいたします。

ここに、後日の証として、本書をもって誓約いたします。

記

1 設置場所

2 建物の用途 専用住宅 併用住宅

3 槽の形式 流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式
担体流動生物濾過方式
流量調整型嫌気濾床担体流動・生物濾過循環方式
その他（ ）

4 人 槽 人槽

5 商 品 名

町税納付状況等確認同意書

年 月 日

東浦町長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況及び住民登録について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）、住民票の添付が必要となります。（各手数料 200 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

税務課長

環境課長

東浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税の未納の有無を照会します。

【税務課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ない ある ことを確認した。

年 月 日 確認者 _____

年 月 日

住民課長

環境課長

東浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付に必要なため、住民登録の有無を照会します。

【住民課職員確認欄】

上記の申請者については、住民登録が ない ある ことを確認した。

(転入・転居後の住所) 東浦町大字 _____ 字 _____ 番地

(異動日) _____ 年 月 日

年 月 日 確認者 _____

様式第4号（第6条関係）

補助金交付決定通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金
については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 交付金額 金 円

2 事業完了予定年月日 年 月 日

交付条件等

- 1 補助対象者は、事業完了予定年月日までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 2 承認事項等
 - (1) 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告しなければならない。
- 4 実績報告
補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 5 補助金の交付等
町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めたときは、速やかにその全額を交付する。

様式第5号（第6条関係）

補助金不交付通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）

様式第6号（第7条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

東浦町長

補助対象者住所

氏名

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止
(理由)

様式第7号（第8条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

東浦町長

補助対象者住所

氏名

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

様式第8号（第9条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

補助対象者住所

氏名

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 東浦町指令 第 号で交付決定の
あった合併処理浄化槽設置整備事業補助金

| 振込み先 金融機関名・支店名 | 種類 | 口座番号 | 口座名義 |
|-------------------|---------------|------|--------|
| 銀行・信金 農協 | 普通 ・ 当座 | | (フリガナ) |
| 支店 | | | |